

○議長（小野 稔君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は十三名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、報告第二号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第二号を採決します。

本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって報告第二号は承認することに決定いたしました。

日程第二、報告第三号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第三号を採決します。

本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって報告第三号は承認することに決定いたしました。

日程第三、報告第四号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

基本的なことなんですけれども、地方活力向上地域に関する固定資産税の特例措置の現状、対象になっている物件だとか、そういうのはあるんでしょうか。その辺の現状はどういうふうになっていらっしゃるんでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

こちらの固定資産税の軽減を受ける場合には、事業者が計画を県に提出する必要があります。その担当が経営戦略課になりますので、私のほうからお答えいたします。

こちらの制度は、東京二十三区から藤崎町に本社機能に移転する、または藤崎町にある本社機能を拡充して研究・開発部門などの特定業務施設を整備する場合に、県税や町の固定資産税の軽減を受けることができる制度となります。

藤崎町におきまして地方活力向上地域はどこになるのかというご質問ですが、藤崎町全域ではなくて、住所番地で地域は指定されてございます。一例を申し上げますと、藤崎地域であれば西豊田地区、常盤地域であれば榊の県道沿いの地区など、比較的商業施設や工業施設が集約されている地域が地方活力向上地域となります。

基本的に本社機能を東京のほうから移転するとか、そういう形になりますので、実績としてはないという状況でございます。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第四号を採決します。

本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって報告第四号は承認することに決定いたしました。

日程第四、報告第五号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第五号を採決します。

本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって報告第五号は承認することに決定いたしました。

日程第五、報告第六号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和三年度藤崎町一般会計補正予算（第十三回））を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第六号を採決します。

本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって報告第六号は承認することに決定いたしました。

日程第六、報告第七号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和三年度藤崎町一般会計補正予算（第十四回））を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第七号を採決します。

本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって報告第七号は承認することに決定いたしました。

日程第七、報告第八号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和三年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第五回））を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第八号を採決します。

本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって報告第八号は承認することに決定いたしました。

日程第八、報告第九号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和四年度藤崎町一般会計補正予算（第一回））を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第九号を採決します。

本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって報告第九号は承認することに決定いたしました。

日程第九、報告第十号専決処分した事項の報告の件（損害賠償額の決定について）を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

専決処分した事項は説明を受けておるんですけれども、令和四年一月

九日に、みどり団地六号棟において屋根から落雪によって自家用車の陥没等の破損事故が発生したというようなことなんですけれども、そのときに五十三万円ほどの損害が出て、いわゆる自治体総合保険でカバーされるというようなことなんですけれども、町の支出額も二十六万ほど出るというような案件だと説明を受けておるんですけれども、そもそも町にも特別の過失があったというわけではなくて、災害、風によって落雪したんでしょうから、その場合、負担金が半分出るというのは、どのような理由からなのでしょうか。物の損害の場合は半分負担の自治体の保険といいますか、そういうふうになっていらっしゃるんでしょうか。その点についてお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

事故等の賠償について半額ということではなくて、その状況とか町の瑕疵の部分で、今回総合賠償保険で賠償額が半分ということに決定したものでございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。横山議員。

○十一番（横山哲英君）

この車が事故当時、指定された駐車場に止めて落雪したのか、それとも通路に止めているとか、どういう状況でしたかな。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えします。

事故があった車両については、指定された駐車場に駐車してあったということでありまして。以上であります。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

さっぱどしないんですけれども、つまり二分の一町の負担だと。これ五十三万円ぐらいだから自治体にとってはそう痛くないと言えば叱られますけれども、そんなに負担はないかもしれないですけれども、その半分という二十六万ほどですので。ただ、自治体にとっても瑕疵という、じゃあそこに冬場は置いてはいけませんよということを誘導していないから、瑕疵なり責任があるから負担してくださいよという判断なのか、指定の駐車位置に駐車していたということなので、じゃあ駐車位置そのものを冬場については変更をかけなければならないんだということなんでしょうか。その辺で町の瑕疵といいますか、負担というようなことについての保険上の考え方、あるいはまた町の考え方についてお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

町で管理しています町営住宅の屋根の雪ということで、積もって落下したら危ないという、町で管理しなければならないという義務があると思います。それで、その雪が落ちて指定している駐車場に車を止めて、多分その日が風が強くて、本来で言えば真下に落ちるものが斜めに飛んで車を直撃したということで、町の瑕疵ということでございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）以上で報告第十号を終わります。

日程第十、報告第十一号専決処分した事項の報告の件（損害賠償額の決定について）を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

今、報告第十一号の案件ですよ。

○議長（小野 稔君）

十号です。

○十三番（浅利直志君）

十号ですか。（「十一号」の声あり）十一でいいんですよ。

○議長（小野 稔君）

はい。すみません。

○十三番（浅利直志君）

いえ、確認です。

それで、これも損害賠償、道路が損傷していたことによる通行車両の破損事故により生じた修理費の損害について賠償額を決定したと。三万円だから、極端に言えば私でも払えるというか、そういうふうには思う軽微な事故だと思うんです。ところが、関連してお聞きするんだけど、この場合は全額やはり保険で補償してもらわなければならないのではないのかなと思うんです。

というのは、道路そのものは町道だと思われるので、全額補償ができない、これもケース・バイ・ケースの一つなんだというふうなお答えなんでしょうか。そういう理解でよろしいんでしょうか。まずその点お聞きします。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

道路が破損して穴が空いていたということで、夜、車が走行中タイヤがパンクしたということの損害でございますが、これについては、当日の夜であったということと、あとその車の走行状態とか、そういうのも加味して保険半分ということの保険屋からの回答でございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

説明会でも説明も聞いたんですけれども、私が聞きたいのは、これは今回のケースではないですけれども、こういう穴ぼこを、その穴の大きさなり状態なりにもよるんでしょうけれども、そしてそれが原因で運転操作、隣にブロック塀なりコンクリートの塀があって、そこにぶつかったというような場合も想定され得るわけです、冬場の場合は。あるいはマンホール付近の陥没というか、そういうのもあるわけです。

ですから、そういう場合もケース・バイ・ケースというか、そういう判定なのか。しかし、道路そのものが明確に穴ぼこが空いて、その大きさなり形状なりは別にしても、それは通常の走行をしている状態であるならば、スピードを出しすぎていないとかというのであれば、一〇〇％負担しなければならないものですよ。町の責任であり、町の所有に、管理に関わる施設から生じた問題だから、一〇〇％負担、あるいは自治体の保険で一〇〇％負担してもらわなければならないことなのではないのかなと思うけれども、では町の瑕疵というのは、話は分かったんだけど、それを一週間もたってから分かったとか、そういうようなことになるのか、その辺どういうふうな理解なんですか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

今、浅利議員がおっしゃっている普通の走行スピードで走っていて、それでも事故が起きたという場合は一〇〇対ゼロという形の賠償になると考えております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

いずれも雪に関わることなので、関連して質問することをお許し願ひ

たい。

○議長（小野 稔君）

内容を聞いてからにします。

○十三番（浅利直志君）

これは例えば、豪雪で集会施設の屋根の雪を町内会なりで下ろすということをやったこともあるんです。全員出動を命じて、命じてというか出動をお願いしてですね。こういう場合の基本的な対応を、その場合に生じたけがであれば、事故の対応によって過失割合なり、そういうのを決めていくというお考えなのか。そもそも平川の葛川の支所だから、職員がいて落下して大事故が起きたというようなケースもあるんですけれども、この集会施設の屋根の雪を排除するために、町内会なり防災組織なりが行ったという場合は、当然補償の対象になるんですよね。その辺どういうふうな状態になっているんでしょうか。どういうふうに理解すればよろしいんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

総務課長、お願いします。総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

集会施設の雪下ろしの場合、そこを確認しないと、今何ともお答えできないところではございますが、今までも各いろいろな公園とかでけがをしたとか、そういう場合の賠償については、病院でかかった治療費とか仕事を休んだその分とか、それについては補償されるということを考えております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

以上で報告第十一号を終わります。

日程第十一、報告第十二号公営住宅使用料に係る権利放棄の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。横山議員。

○十一番（横山哲英君）

債権放棄三十万ちょっとありますけれども、何か月分の滞納ですか。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

二件ありますけれども、一件は二十三か月分、もう一件は五か月分となっております。以上であります。

○議長（小野 稔君）

横山議員。

○十一番（横山哲英君）

二十三か月分といえは約二年ですよ、一件は。それまで何回か足を、担当課として徴収に努めたとか、そういう、何回ぐらい訪問したものでですか。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

申し訳ないんですけれども、詳細の回数等は、ちょっと今把握していないんですけれども、その都度督促、催告を出しており、訪問も何度かしておるあたりであります。

生活困窮にあったため、分納等何回か分けて支払いをしていただいたところでありました。以上であります。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

以上で報告第十二号を終わります。

日程第十二、報告第十三号水道料金に係る権利放棄の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告第十三号を終わります。

日程第十三、報告第十四号令和三年度藤崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件を議題とします。

質疑をおこないます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

以上で報告第十四号を終わります。

日程第十四、報告第十五号令和三年度藤崎町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十五号を終わります。

日程第十五、議案第二十三号藤崎町教育委員会の委員の任命の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十三号を採決します。

議案第二十三号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第二十三号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第十六、議案第二十四号工事の請負契約の件を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

入札に関わる問題というのは、長年懸案でもあるわけでありまして。最近でも、県内の首長の逮捕といたしますか、そういう問題も発生しているんですけども、その中で、契約に関わることです、この工事については予定価格を明示している契約だと思うんですけども、それでこの入札、最低制限価格というのは設定されていた入札だったんでしょうか。その辺はどういうふうになっていたものんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

お答えをいたします。

本件の入札については、最低制限価格は設けておりません。これは、藤崎町最低制限価格実施要領において、土木関係の工事一千万未満、建築関係の工事一千万未満について最低制限価格を設定しますという取り決めに従って、このような対応をしているところでございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

土木で一千万円未満というか、そういう規定があるということなんですけれども、確かに入札の業者指名、指名競争入札ですので入札前に予定価格を明らかにして、その上で入札するというような現状制度になっているんですけれども、そもそも先ほど聞きましたら、こういうのにも最低制限価格というのがあってしかるべきなのかなと思っているんですけれども、一千万円未満としたのには、何か理由があったんではないでしょうか。最近というか、前の常任委員会では、小規模業者に対しては入札参加一千万円だとかというのを二千万円に上げた経緯もあるんですけれども、これも最低制限価格が一千万円と言えば本当の小規模工事にだけ最低制限価格を適用するということになりますので、見直しや再検討、他自治体の実施状況などを調査研究してみる余地はないでしょうか。町長でもよろしいですし、担当課でもよろしいです。お聞きします。

○議長（小野 稔君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

お答えをいたします。

最低制限価格については、いろいろ国の指導等もありまして実施をし

ているところでありますが、藤崎町においては一千万という基準で現在のところ行っているところであります。

一千万円はなぜかという、これは以前からやっておるものでありまして、一千万ということは、指名審査会で一千万以上の工事については審査をしていると。ですので一千万以下については最低制限価格を設けてダンピング、下請に対する不当な低価格での下請と、そのようなことを防ぐということを目的としているものであります。

ただ、国の指導としては全般的に全て制限価格を設けなさいという通知もあるにはあります。ただ、業種全体に対して最低制限価格を設けるのはどうかなと私としては思っております。特に電気関連とか仕入れが主なものとしては、業者の企業努力で大分安くなるものもあると。そういうところも全て勘案して、これから検討もしていくということにしたいと思っております。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

大方の工事が予定価格の九十六から九十八、八・八だとか九だとか、そういうような状況になっているわけであります。そういう点で、不当なダンピングがなくて競争がそれなりに促進されるという方法の一つとして最低制限価格、最低制限価格そのものを教えたりすると大変なことになってしまうんですけれども、最低制限価格の藤崎町の制度についても見直し検討をお願いしたいという、これは要望です。

質問は、もう一点は、工事の内容であります。工事の内容としては外装、内装工事、電気設備工事というふうに中央小学校のがなっているんですけれども、ここで機械設備工事となっておるんですけれども、機械設備工事、給排水のための設備工事なのか、機械設備工事の概略なりはどういうふうになっていらっしゃるのか、ご説明願いたいと思います。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長学校給食センター所長兼務（佐藤康文君）

機械設備工事は、ボイラー工事が主なものでございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ボイラー工事というのはボイラー工事なんでしょうけれども、水回り
というか、そういうような、ボイラーの本体工事というか、それとも、
なぜ聞くかと言いますとピットの事故というか、そういうのも出てい
るので、機械設備工事というのはボイラー工事、それに伴う配管だと
か、そういうようなことではなくて、なくてという言い方が適切でな
いかもしれませんけれども、機械設備はボイラーなんだという理解で
よろしいんですか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長学校給食センター所長兼務（佐藤康文君）

ここに載せさせていただいた機械設備工事ということですので、それ
はボイラー工事になります。ただ、今議員がおっしゃったように、ボ
イラーに関わる配管あるいはその他の水道等の配管工事につきまして
も、ここに記載はしてありませんが予定はしてございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結し
ます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十四号を採決します。

議案第二十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第二十四号は原案のとおり可決され
ました。

日程第十七、議案第二十五号工事請負契約の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十五号を採決します。

議案第二十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって議案第二十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第二十六号財産の取得の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十六号を採決します。

議案第二十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって議案第二十六号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第二十七号令和四年度藤崎町一般会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。五十嵐議員。

○四番（五十嵐 忍君）

予算書の九ページになります。

企画費の一般コミュニティー助成事業補助金三百七十万、これについて内訳、詳細をお聞きします。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

一般コミュニティー助成事業は、一般社団法人自治総合センターが宝くじの収益金を活用して、町内会などがコミュニティー活性化のために整備する備品を助成する事業でございます。こちらの一般コミュニティー助成事業の助成金の交付決定が先般ございました。事業内容と

しましては西中野目町内会さん、それから白子町内会さんの集会施設のエアコン整備に採択された事業となります。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

五十嵐議員。

○四番（五十嵐 忍君）

三百七十万の内訳、白子の集会施設が幾らで、西中野目が幾らなのか、金額をお聞きします。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

西中野目町内会さんの西中野目生活改善センターのエアコン整備が二百五十万、採択を受けております。それから白子町内会さん、白子研修集会所のエアコン整備、こちらは百二十万の採択を受けております。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに。五十嵐議員。

○四番（五十嵐 忍君）

エアコン整備だけで二百五十万というのは、ちょっとこれ、エアコン何台分になっているんでしょうか。白子地区の百二十万もそうですけれども、二百五十万というのは、エアコンだけにしては少し多いような印象ですけれども。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

西中野目町内会さんのエアコンの整備数ですが、八基予定してございます。それから白子町内会さん、こちらは五基設置を予定してございます。西中野目町内会さんが高いとのご質問でございますが、西中野目町内会さんは、各部屋にエアコンを整備する関係で、配管等に経費

がかかると伺ってございます。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。五十嵐議員。

○四番（五十嵐 忍君）

この助成事業は、各町内会に希望を取って町内会が手を挙げているのか、それとも町のほうで順次割り当てていっているのか、どちらでしょう。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

毎年申請の時期がございまして、その時期が近づきますと町内会さん等に助成の申請があるかどうかということで通知文をお出ししてございます。そこで町内会さんが手上げされたところに私どもが書類を取りまとめまして県のほうに通達をしているという手続になります。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ページ数は、これは農業振興費です、の中で新規農業者総合……。

○議長（小野 稔君）

先にページ数をおっしゃってください。

○十三番（浅利直志君）

ページ数を言いますと十六ページです。この中で、農業振興費総合対策事業費補助五百六十二万ほどあるんですけども、どんな内容になっていらっしゃるのか。何か説明もちよっとは受けたんですけども、二、三名あるんだというようなことなんですけれども、そもそも事業の内容についてお知らせしていただけたらなと思います。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

お答えいたします。

この新規就農者育成総合対策事業費補助金の補正の内訳であります、令和四年一月の段階の当初予算積算時に示されておりました国の補助対象事業費の変更と、補助対象者数の増による増額補正であります。この事業につきましては、二点ありまして、一つ目が経営発展支援、機械施設の導入を支援するものであります。二つ目が経営開始資金で、生活費を支援するものであります。当初の予算の積算時におかれましては、機械施設導入費の支援を一千万円または五百万円を十年間にわたり支援するものと示されておりました。この五百万円につきましては、生活支援費と両方選んだ方については五百万円の上限額となっております。そのうち一千万円分の一名分七百五十万円と、五百万円的一名分三十七万五千円、生活費を支援する月額十二万五千円、年額百五十万円の一人分を計上いたしまして、合計二百六十二万五千円として、当初予算として計上いたしました。

それから令和四年四月に入りまして、国の補助要綱が正式に示されているんですけれども、この際に機械施設導入の支援が一千万円または五百万円を初年度の一年間で支援することと決められたものであります。ほかに生活費を支援する百五十万円につきましては、当初と変わらず示されております。その後農家の方々の要望調査を実施いたしましたら、この機械施設導入支援の五百万円を希望する方が一名、経営開始支援を希望する方が三名の要望の結果となっております。

したがいまして、補助金の額は経営発展の支援が五百万円の国及び県の補助率四分の三、三百七十五万円。それから経営開始、年額百五十万円ですね、これが三名で四百五十万円、合計八百二十五万円となりまして、当初予算の二百六十二万五千円から差引き五百六十二万五千円が不足分となりましたので、こちらのほうを増額補正とさせていただくものであります。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

丁寧な準備された答弁で、それで、最終的に聞きたいのは、これは補助金が確定、農業委員長には聞きませんので、あらかじめしゃべっておきます。もうこれ実際に決まってしまうと、歳入のところを見たら、歳入のほうにもあるんですけれども、例えば生活支援なら営農支援というか、そういうものを求めるのも決まってしまったことなのか、これから審査を受けることなのか、その辺の実態についてはどうでしょうか。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（館田康彦君）

三名の方のうち一名の方につきまして、補助申請の準備ができた段階でございまして、残り二名の方につきましては申請前の諸手続をしている段階であり、まだ正式に決定したものではございません。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

了解いたしました。

ページ数は十三ページです。この中で保育所、衛生費のほうじゃなくて保育所の保育対策総合支援事業補助金、保育所等ICT化推進事業百三十六万ほどなっております。これは、私が所属している民生教育常任委員会でも説明を受けておるんですけれども、だから聞くなというような人もおるんですけれども、そういうものでもないと思っておるんです。というのはなぜかと言いますと、この百三十六万の、保育所のIT化というか、コロナの中で行政のIT化というのは盛んにマイナンバーカードだとかも言われるけれども、しかし日本のIT化が遅れているというのは、実態的にはコロナの中ではっきりしたのは、例えば医療や、あるいはまた保育所、福祉施設、これと行政が連携する、そしてそれを実施するための、行政はもう七割五分も八割も助成でIT化が進んでいるけれども、連携しなければならない

保育所だとか介護施設、こういうもののIT化が極めて遅れているんだという、医療、介護というのがはっきりしたのではないかと思っています。なぜならば、皆自前の経営があるし、それにお金をつぎ込む、投資をするということに二の足、三の足を踏む、壁があるわけです。そういう問題と関連して、そういう角度から聞きたいとおっしゃるんですけども、ICT化推進事業、申出があったのは一か所で、その内容をまずはっきりさせて、内容的なものをはっきり、ICT化を進める内容や予算規模について、今回予算化したものについて説明していただきたいと思います。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

先般の常任委員会でもお答えさせていただきましたけれども、事業費につきましては百三十六万二千元ほどになります。この事業につきましては、町としましても推進するものでありまして、保育所のほうにもお願いをしました。結果、一つの法人だけで経営している保育所様が手を挙げられて、それについて対応するものであります。内容につきましては、児童それから児童の人たちの出退管理、あと日々作成する保育業務日誌なり、そういうものがいろいろな項目が関係立ててあるわけですが、それを項目ごとに整理できるというものであります。併せてそれが町に報告される様式にリンクされるということでもあります。あと一斉メール配信装置も準備しておりまして、それも対応するというものであります。一斉配信につきましては、ほかの保育所については全て完備しておりますが、この法人につきましては、この機をもって対応するというものであります。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

町長に、できましたらお聞きしたいんですけども、私どもの説明の、これは全体に関わることではないかなという思いから私、質問してい

るんですけれども、結局、早い話が百万かかるのであれば半分五十万が助成なんだと。じゃあ五十万はやはり園なり法人なりで負担しなければならぬというようなことなわけです。そこが一つの、民間委託をして行政も、そして園にとってもいわゆる保育所の給料から、あるいはやっている業務から報告なり、そういうのがかなり大きくなっていくわけです。それを整理するという行政側の対応もあるんですけれども。

お聞きしたいのは、町長にお聞きいたします。やはり地方創生資金なり、そういうのの対象になるのかどうか、その財政問題は一つ置いておいても、こういうICT化を進めるための助成制度、現状が二分の一だったら役場の対応で、あと四分の一ぐらい上乗せするとか、そういうことも考えてコロナ対応も含めてICT化を前進させるというような方策がぜひ必要なのではないかなと思っておるんですけれども、その点についてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

国際的に見ても、ヨーロッパ、東南アジア等の中でもデジタル、ITの様々な業界で、やっと本腰を上げたのが日本政府だと、そう思っております。その中で各学校、これは小学校。中学校にタブレットを配布してIT化を目指す。あるいは今ご指摘のように、行政とは多少関わりのある子供たちの育成とか、今ご指摘の保育所とか、あるいは幼稚園とか、あるいはまた介護施設でもやはりIT化は進めるべきだと、そう思っております。

国の予算も自治体の予算も限られたものがございますけれども、その中でどういった形で行政がてこ入れできるか、これは横の連携を取りながらも様々検討してまいりたいと、そう思っております。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

浅利議員の質問に対して補足で説明させていただきます。

先ほど、町のほうで交付金なり使えないものかという話がありましたけれども、この事業につきましてもは交付金を充当しております。この事業につきましても、補助事業百万円が限度額でございます。事業費が百三十六万二千元でございますので、百万円の補助事業として補助が二分の一、それから町二分の一、事業者二分の一ということで二十五万円が法人の負担になります。不足分の三十六万二千元、これにつきましてもは交付金で充当するというので、保育所につきましてもは二十五万円の負担ということになります。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

どうもすみません。正確に認識をしていませんで、ただ二十五万円であってでも、実際は負担が出るということなので、まずその点をご理解願いたいし、今後の課題でもあるのではないかなど。保育所だけに限ったことではないなと思っております。それで、これで最後の質問かなど思っているんですけども、補正予算についてはですね、ページ数を申し上げます。ページ数は二十六ページになっております。私が聞きたいのは、その中で会計年度任用職員数というのがあります。補正後が九十三人で補正前が八十六人。実に多くの会計年度任用職員に支えられて全体の業務がやられているんだと思います。ちなみに正職員といえますか、会計年度任用職員以外の職員百二十五名ほどというふうに一般会計ではなっております。それでお聞きしたいことは、議会事務局も任用職員なんですけれども、優秀で仕事はきちんとしているんですけども、これも二年ほど前から任用職員が割当てられて、正職員三人体制から正職員二名、そして任用職員一名の体制になってしまったんですけども、議会側からも三名にさせていただきませんかという要望が行っていると思うんですけども、このままずっと二名、任用職員一名、その体制でいくというお気持ちなんですか。その辺はどういうふうなお考えで、この間正職員を減らしてきたんで

しょうか。町長にお聞きします。副町長でもいいですよ。

○議長（小野 稔君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

ただいま、議会の配置人員のお話だと思います。会計年度任用職員の方を一名配置しているわけなんですけれども、特別現状において事務の関係で支障があるというふうには私ども見ておりません。もし支障があるのであれば、当然正職員の配置一名ということも考えなければいけないかと考えております。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

私が言っているのは、事務に支障が、私が言っているのではなくて副町長が言っているのは、事務に支障がなければ三名でもいいのではないかというようなことで、一名臨時職員にしたんだと理解はしたんですけれども、では事務に支障がなければ任用職員をもっと増やしていくということも十分考えられるんですけれども、議会事務局のことだけを言っているのではないですよ、私では、例えば住民課なり、住民課そのものを外部委託している、たしか弘前市はそうだと聞いておるんですけれども、そういうことも今後は視野に入れて考えていくということなんですか。その点をお聞きします。副町長にお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

そこまで発展的なものは、まだ考えておりません。ただ、事務の内容によっては会計年度任用職員で賄えるものという仕事はあると思います。そういった中で有効に人員の活用をしてまいりたいと考えております。

○議長（小野 稔君）

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

事務に支障は来していませんけれども、議長も要望していると思うんですけれども、正職員三名をぜひ議会には配置してほしいと思っております。それで、そのほかの課で旧来の臨時職員というか、そういう者を正職員にしてくれないかという各課からの要望が上がっている課はないのでしょうか。その点どうですか、副町長。

○議長（小野 稔君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

正職員に代えてくれという要望につきましては、現状私のところまでは入っておりません。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

陳情にもあったんですけれども、それは後でいいんですけれども、それでもう一点だけお聞きいたします。定年を延長しようという、ちょっと私も正確に、民間も六十歳定年ではなくて、定年を何年か、よく正確に分かっていないので、定年を延長しよう、職員のですね、そういう動きがありますよね、町長。具体的に定年延長、何だか臨時職員も役場OBの人も皆一緒にして会計年度任用職員にしたら、だんだん分かりにくくなってしまったなと私は思ってもいるんですけれども、定年延長はどういうふうな進展具合なんですか。国などの方向づけは、役場の職員の定年延長をどういうふうになって方向づけなんですか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

令和五年、私の年になるんですが、その年から次の年で一年間延長と

いうことで、まだはっきりは言えないんですが役職を取りまして、給料を減額しての一年間延長ということで国のほうで進んでおります。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十七号を採決します。

議案第二十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第二十七号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第二十八号令和四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十八号を採決します。

議案第二十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第二十八号は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第二十九号令和四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十九号を採決します。

議案第二十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第二十九号は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第三十号令和四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十号を採決します。

議案第三十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第三十号は原案のとおり可決されました。

日程第二十三、議案第三十一号令和四年度藤崎町水道事業会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十一号を採決します。

議案第三十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第三十一号は原案のとおり可決されました。

日程第二十四、議案第三十二号令和四年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十二号を採決します。

議案第三十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第三十二号は原案のとおり可決されました。

日程第二十五、請願第一号「貴議会での加齢性難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める決議採決の請願」を議題とします。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は不採択です。本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますがお異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

請願第一号は、年金者組合青森県本部津軽南支部よりの請願であります。その内容は、加齢性難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める決議採択を求める内容であります。藤崎町議会としては、国への意見書の採択は同趣旨の内容を採択しているところではありますが、本請願の主なる趣旨は、議会決議をしていただき藤崎町への要望をも請願するものと紹介議員としては承っております。実施市町村の実態や調査研究が必要な事案でもありますので、採択または継続審査をすることが求められる請願ではないかと思っておりますので、委員長報告どおり決することに賛同できません。

また、私の一般質問でもこの問題を取り上げ質問いたしました。ただ、質問の中で「北海道・岩手・宮城県などで実施されておりますが」と発言しましたが、不正確、不十分な発言でありました。「北海道・岩手・宮城などの幾つかの市町村で採択され実施されておりますが」という内容が正確でありますので、訂正させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小野 稔君）

次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。三上道人議員。

○二番（三上道人君）

今回提出されました請願書は、町としての取組の決議を求めているものでありますが、内容を精査しましたが、内容が不十分であり、本来の検討ができない状態にあるため不採用でよいものと考えます。以上。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから請願第一号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

請願第一号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立お願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数です。よって請願第一号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

日程第二十六、陳情第四号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は不採択です。本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、討論を行います

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

陳情第四号の最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書でございます。陳情団体は青森県労働組合総連合であります。最低賃金の改善、これが必要だというのは大方の要望になっているのではないかなと思っております。ちなみに、ドイツでは二千二十一年四月で約千二百七十円、イギリスでは約千三百四十円と

いうふうになっております。お隣の韓国でも二千二十二年、コロナの中で引上げをしておるところであります。

このように、日本が二十年以上、ある研究者に言わせれば三十年来賃金が上がらない国になっている。それを変えていくということが必要なのではないかとというのが本請願の趣旨であります。内容では、健康で文化的な生活をしていく上では、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国でも全国一律性を取っているわけであります。地方地方、鹿児島、沖縄、青森というようなことを取っているわけはありません。ですからその肝は、やはり全国一律に、あるときは変えたと。従来の制度を残したにしても、そういう決断が必要なのではないかと考えております。

併せて中小企業の支援策を拡充する、これを国の責任でやるということとを求める要望でありますので、日本の賃金問題の改善の宿題に答える内容だと思いますので、採択されてしかるべきだと思っております。以上であります。

○議長（小野 稔君）

次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。五十嵐議員。

○四番（五十嵐 忍君）

最低賃金を改善するということは、もちろん労働者側は歓迎するわけですがけれども、それを実現するためには中小企業への支援策の拡充なしにはできないと思います。それなしでは中小企業の経営負担になる可能性がある。ところが現状、国の支援策は具体的には見えてきていません。この陳情に関しては、昨年六月にも不採択にしておりますが、そこから一年たった今でも具体的な国の支援策が見えない中で、現状不採択にすることが相応であると私は考えます。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから陳情第四号を採決します。この採決は起立によって行います。陳情第四号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願

います。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数です。よって陳情第四号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

日程第二十七、議会改革特別委員会報告を行います。

議会改革特別委員会から報告をお願いします。議会改革特別委員会奈良岡文英委員長。登壇、よろしいです。

○議会改革特別委員長（奈良岡文英君）

それでは、議会改革特別委員会報告をいたします。

議会改革特別委員会は、これまでに委員会を開催し協議した各項目の内容についてご報告いたします。

広報広聴に関することにつきましては、議会広報特別委員会が設置されてから、第三号が六月一日に発行されました。また、コロナの状況を注視しながら町民と語る会の開催を実施し、議会改革について町民の意見を伺いたいと考えております。

常任委員会の活性化につきましては、閉会中に一回以上の委員会の開催を目指して、コロナ禍であっても開催できる方法を検討し、常任委員会活動の充実を図っていきます。

議会基本条例に関することにつきましては、条例の素案がまとまりましたので、パブリックコメントや町民と語る会において、町民のご意見を伺う予定としております。

ICTの活用に関することでは、配布されたタブレット端末を活用することにより、リモート会議やペーパーレス会議を推進し、議会運営の効率化、省資源化、情報共有化を図ってまいります。

議員定数及び議員報酬に関することにつきましては、藤崎町として適正なもの何か、委員会において協議しているところであります。

以上、議会改革特別委員会の協議内容についてご報告いたします。

○議長（小野 稔君）

日程第二十八、議会広報特別委員会報告を行います。議会広報特別委

員会から報告をお願いします。議会広報特別委員会浅利直志委員長。

○議会広報特別委員長（浅利直志君）

議会広報特別委員会から報告させていただきます。

議会広報特別委員会に付託されております広報広聴に関することについて、これまでの経過をご報告いたします。議会広報の編集及び発行につきましては、三月から委員会を開催し、紙面構成を協議し、各委員が分担して編集を行い、第三号の議会だよりが六月一日に発行となりました。

この第三号につきましては、第二号発行から三月までの議員の活動状況、定例会や委員会での案件などをクローズアップ・フォローアップなどという形で特集し、町民の皆さんに分かりやすく注目していただけるような編集内容にと心がけております。また、編集の技術を向上させるため、五月二十五日に各委員が町村議長会主催の議会広報研修会に出席しており、受講した成果を今後の広報紙に生かしていきたいと思っております。

そして広聴については、新型コロナの感染状況も考慮しながら、議会広報に対するご意見や、町民が知りたいことを様々な形で町民の方々から伺い、議会だよりに反映させるように努めることといたします。

以上、議会広報特別委員会の活動内容について、ご報告申し上げます。終わります。

日程第二十九、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって申出のとおり決定いたしました。

日程第三十、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

お諮りします。

各常任委員長から会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおりに所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よってそれぞれ申出のとおり決定いたしました。

日程第三十一、議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

お諮りします。

議会改革特別委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおりに所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって申出のとおり決定いたしました。

日程第三十二、議会広報特別委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

議会広報特別委員長から、会議規則第七十二条の規定によりお手元に配付しておりますとおりに所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって申出のとおり決定いたしました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、令和四年第二回藤崎町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉 会 午 前 十 一 時 十 九 分

地 方 自 治 法 第 百 二 十 三 条 の 規 定 に よ り 、 こ こ に 署 名 す る 。

議 長 小 野 稔

署 名 議 員 五 十 嵐 忍

署 名 議 員 奈 良 完 治

署 名 議 員 前 田 信 一